

返戻金制度について

職業紹介により就職した者が自己都合により退職した場合、又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合は、受領した紹介手数料の一部を以下に定める期間および割合に応じて返金する。

- (1) 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合：80%
- (2) 入社後 1 か月超 2 か月以内に雇用契約が終了した場合：50%
- (3) 入社後 2 か月超 3 か月以内に雇用契約が終了した場合：20%

ただし、専ら求人者の都合によって退職することとなった場合、もしくは紹介予定派遣の場合には、返戻金制度は適用しない。